

新旧对照表

[illegible]

新旧对照表

新	旧
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年7月4日から施行する。</u>	<u>「新設」</u>

新旧対照表

新	旧
---	---

別表第1（第2条―第5条関係）

- （1）再造林推進費 「略」
- （2）再造林等促進支援 「略」
- （3）再造林基金円滑化支援

事業区分	事業内容及び 補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
（3）再造林基金円滑化支援	再造林基金 団体が造林事業者等に交付する支援金	<u>以下の再造林基金団体</u> <u>仁淀川町森林保全基金</u> <u>高知県再造林推進会議</u>	定額とし、以下のとおりとする。 ①再造林 5万円以内/ヘクタール ②下刈り 15,000円以内/ヘクタール ③森林保険 5,000円以内/ヘクタール	ア 補助事業の利用上限年数は、連続した3年間とする。 イ （2）再造林等促進支援の対象でないこと。	
			<u>①再造林（獣害防止施設あり）</u> <u>3万円以内/ヘクタール</u> <u>②再造林（獣害防止施設なし）</u> <u>15,000円以内/ヘクタール</u> <u>ただし、市町村等により造林事業などの国庫補助事業の補助対象事業費を除く経費に支援がある場合は、上記の補助単価を2分の1に減じる。</u>		

別表第1（第2条―第5条関係）

- （1）再造林推進費 「略」
- （2）再造林等促進支援 「略」
- （3）再造林基金円滑化支援

事業区分	事業内容及び 補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
（3）再造林基金円滑化支援	再造林基金 団体が造林事業者等に交付する支援金	再造林基金団体	定額とし、以下のとおりとする。 ①再造林 5万円以内/ヘクタール ②下刈り 15,000円以内/ヘクタール ③森林保険 5,000円以内/ヘクタール	ア 補助事業の利用上限年数は、連続した3年間とする。 イ （2）再造林等促進支援の対象でないこと。	

新旧対照表

新	旧
(4) 資機材整備等支援 「略」 (5) 資機材整備等支援 「略」 (6) シカ防護柵点検管理 「略」 (7) 補植等支援 「略」 別表第2 (第6条、第7条、第11条関係) 「略」 別記 第1号様式 (第4条関係) 「略」 第2号様式 (第6条関係) 「略」 第3号様式 (第8条関係) 「略」 第4号様式 (第9条関係) 「略」 第5号様式 (第10条関係) 「略」	(4) 資機材整備等支援 「略」 (5) 資機材整備等支援 「略」 (6) シカ防護柵点検管理 「略」 (7) 補植等支援 「略」 別表第2 (第6条、第7条、第11条関係) 「略」 別記 第1号様式 (第4条関係) 「略」 第2号様式 (第6条関係) 「略」 第3号様式 (第8条関係) 「略」 第4号様式 (第9条関係) 「略」 第5号様式 (第10条関係) 「略」